

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 24 日

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
千葉県健康福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等により被災した被保険者等の
利用料及び保険料の減免措置に対する財政支援終了後の取扱いについて

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等により被災した被保険者等の利用料及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等により被災した被保険者等の利用料及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてお示ししているところですが、今般、本財政支援終了後の取扱いについて下記のとおりお知らせしますので、下記内容を御了知の上、管内市区町村（特別区を含む。）及び関係団体へ周知いただきますようお願い致します。

記

1 令和2年2月17日にお示しした令和2年度の特別調整交付金による財政支援の概要

① 利用料の免除措置に対する財政支援について

令和元年台風第15号又は台風第19号等による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)において、

- ・ 令和元年台風第15号の被災者に係る令和2年3月1日から同年8月31日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合
- ・ 令和元年台風第19号等の被災者に係る令和2年3月1日から同年9月30日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合

は、令和2年度の特別調整交付金により、令和2年2月29日までと同様の財政支援を実施する。

② 令和2年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第15号又は台風第19号等の被災者に係る令和2年度相当分の保険料であって、以下の期間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来するものの減免を行った場合については、令和2年度の特別調整交付金により、令和2年3月31日までと同様の財政支援を実施する。

- ・ 令和元年台風第15号の被災者に係る令和2年4月1日から8月31日まで
- ・ 令和元年台風第19号等の被災者に係る令和2年4月1日から9月30日まで

③ 令和元年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第15号又は台風第19号等の被災者に係る令和元年度相当分の保険料額であって、令和元年度末に資格を取得したことにより、②に定める期間に普通徴収の納期限が到来するものの減免を行った場合についても、令和2年度の特別調整交付金により、令和2年3月31日までと同様の財政支援を実施する。

2 財政支援の終了後の取扱いについて

1の財政支援の終了後の減免措置に係る取扱いについては、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(平成13年厚生省令第26号)第7条第1号及び第2号の規定に該当する場合には、特別調整交付金の交付対象となるものである。